

通常国会提出予定法案等関係資料

(新規提出法案)

○現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(仮称)1
○児童手当法の一部を改正する法律案(仮称)2
○国民健康保険法の一部を改正する法律案3
○国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案4
○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案5
○労働契約法の一部を改正する法律案6
○厚生年金保険法等の一部を改正する法律案7
○医療保険制度の安定的運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案(仮称)8
○障害者自立支援法等の一部を改正する法律案(仮称)9

(継続法案)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案10
○国民年金法の一部を改正する法律案11
○労働安全衛生法の一部を改正する法律案12

平成24年1月
厚生労働省

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための 雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案の概要

現下の厳しい雇用失業情勢の中、労働者の生活及び雇用の安定を図るため、リーマンショック以降に実施している平成23年度末(平成24年3月31日)までの暫定措置を延長する。

1. 給付日数の拡充措置の延長

(1) 個別延長給付の延長

解雇・倒産・雇止めによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に就職が困難と認められる場合に給付日数を最大60日延長する暫定措置を、2年間(平成25年度末まで)延長する。

(2) 雇止めによる離職者に対する給付日数の拡充措置の延長

雇止めにより離職した者の給付日数(90~150日)を、解雇・倒産による離職者の給付日数(90~330日)並みとする暫定措置を、2年間(平成25年度末まで)延長する。

2. 積立金の特例措置の延長

失業等給付の積立金から雇用調整助成金の支出のために必要な額の借入れを可能とする暫定措置を、2年間(平成24年度及び平成25年度)延長する。

施行日: 公布の日

目的

この法律は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、子どもを養育している者に子どものための手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的とする。

概要

(1) 題名 : 「子どものための手当の支給に関する法律」に改正

(2) 子どものための手当の支給額

① 所得制限額未満である者

3歳未満	月額1万5千円
3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)	月額1万円
3歳以上小学校修了前(第3子以降)	月額1万5千円
中学生	月額1万円

② 所得制限額以上である者

月額5千円

※ 所得制限額は、960万円(夫婦・子ども2人世帯)を基準に設定(政令で規定)し、平成24年6月分から適用する。

(3) 費用負担

国と地方(都道府県・市町村)の負担割合を、2 : 1 とし、被用者の3歳未満(所得制限額未満)については7/15を事業主の負担とする。(公務員分については所属庁の負担とする。)

(4) その他 ※ 平成23年度子ども手当支給特別措置法に盛り込んだ以下の事項を本法案にも規定

① 子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)

② 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当を支給

③ 未成年後見人や父母指定者(父母等が国外にいる場合のみ)に対しても、父母と同様(監護・生計同一)の要件で手当を支給
(父母等が国外居住の場合でも支給可能)

④ 監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、子どもと同居している者に支給
(離婚協議中別居の場合に支給可能、単身赴任の場合を除く)

⑤ 保育料を手当から直接徴収できる仕組み、学校給食費等を本人同意により手当から納付することができる仕組みとする

施行日

平成24年4月1日(所得制限は、平成24年6月分から適用)

国民健康保険法の一部を改正する法律案の概要

- 国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の所要の措置を講ずる。

1. 法案の概要

(1) 財政基盤強化策の恒久化

平成22年度から平成25年度までの暫定措置である市町村国保の財政基盤強化策（保険者支援制度及び都道府県単位の共同事業（高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業））を恒久化する。

※ 保険者支援制度

→ 保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、保険者に対して財政支援する制度（国、都道府県、市町村が2:1:1で負担）

※ 都道府県単位の共同事業

① 高額医療費共同事業：

→ 一定額以上（一件80万円超）の高額医療費について、都道府県内の全市町村が拠出し、各市町村の単年度の負担の変動を緩和する事業（国・都道府県が事業対象の1/4ずつ公費負担）

② 保険財政共同安定化事業：

→ 一定額以上（一件30万円超）の医療費について、都道府県内の全市町村の拠出により共同で負担（再保険等）する事業

(2) 財政運営の都道府県単位化の推進

市町村国保の都道府県単位の共同事業（保険財政共同安定化事業）について、事業対象を全ての医療費に拡大する。

(3) 都道府県調整交付金の割合の引上げ

都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げる。

※ これに伴い、定率国庫負担を給付費等の32%とする。

(4) その他

恒久化までの間、財政基盤強化策（暫定措置）を1年間（平成26年度まで）延長する等、所要の措置を講ずる。

2. 施行期日

(1) 及び (2) について 平成27年4月1日

(3) 及び (4) について 平成24年4月1日

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の概要

1. 法案の趣旨

- 長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとするため、平成24年度以降の基礎年金国庫負担割合を2分の1とするとともに、老齢基礎年金等の年金額の特例水準を解消する等の所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

(1) 基礎年金国庫負担2分の1関係

- ① 平成24年度について、国庫は、交付国債により、基礎年金国庫負担割合2分の1と36.5%の差額を負担することとする。

※ 平成25年度から税制抜本改革実施の前年度までの年度については、必要な税制上の措置を講じた上で、基礎年金国庫負担2分の1を維持するよう、法制上・財政上の措置を講ずるものとしている。

- ② 平成24年度の国民年金保険料の免除期間について、基礎年金国庫負担割合2分の1を前提に年金額を計算するものとする。

※ 国民年金保険料免除期間の年金額は、国庫負担分に連動して設定されている。
(平成20年度まで：3分の1 平成21年度から23年度まで：2分の1)

(2) 特例水準の解消関係

- ① 世代間公平の観点から、老齢基礎年金等の年金額の特例水準(2.5%)について、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準(本来水準)よりも、2.5%高い水準(特例水準)となっている。

- ② これまで年金と連動して同じスライド措置が採られてきたひとり親家庭や障害者等の手当の特例水準(1.7%)についても、平成24年度から平成26年度までの3年間で解消する。

※ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の一部改正

3. 施行期日

- (1) 基礎年金国庫負担2分の1関係 : 平成24年4月1日
- (2) 特例水準の解消関係 : 平成24年10月1日

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が定める基準に関する規定を削除し、高年齢者の雇用確保措置を充実させる等の所要の改正を行う。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

- ・ 継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止する。

2. 継続雇用制度の対象者が雇用される企業の範囲の拡大

- ・ 継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大する仕組みを設ける。

3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入

- ・ 高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する規定を設ける。

4. 「高年齢者等職業安定対策基本方針」の見直し等

- ・ 雇用機会の増大の目標の対象となる高年齢者を65歳以上の者にまで拡大するとともに、所要の整備を行う。

5. その他

- ・ 所要の経過措置を設ける。

労働契約法の一部を改正する法律案の概要

有期労働契約を長期にわたり反復更新した場合における無期労働契約への転換などを法定することにより、労働者が安心して働き続けることが可能な社会の実現を図る。

1 有期労働契約の利用期間の上限設定(無期労働契約への転換)

・ 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合(※)は、労働者の申出により、無期労働契約に転換させる仕組みを導入する。

(※) 原則として、6か月以上の空白期間(クーリング期間)があるときは、前の契約期間を通算しない。

2 「雇止め法理」の法定化

▪ 雇止め法理(判例法理)(※)を制定法化する。

(※) 有期労働契約の反復更新等により、無期労働契約と実質的に異ならない状態で存在している場合、または期間満了後の雇用継続につき、合理的期待が認められる場合には、解雇権濫用法理を類推して、雇止めを制限する法理。

3 期間の定めを理由とする不合理な処遇の解消(不利益取扱いの禁止)

▪ 有期労働契約における労働条件は、職務の内容や配置の変更の範囲等を考慮して、期間の定めを理由とする不合理なものとして認められるものであってはならないこととする。

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案概要

1. 法案の趣旨

- 現行の年金制度について最低保障機能の強化を図る等のため、低所得者等の年金額の加算、受給資格期間の短縮、高所得者の年金額の調整、被用者年金の一元化、産休期間中の保険料免除、短時間労働者に対する適用拡大等の所要の措置を講ずる。

2. 法案の概要

(1) 厚生年金保険法等の一部改正

- 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行うほか、働き方に中立的な制度とするため、短時間労働者への適用拡大を行う。また、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化する等のための所要の措置を講ずる。

※ 被用者年金一元化の具体的内容については、関係省庁(厚生労働省、財務省、総務省、文部科学省)間で調整中。

(2) 国民年金法等の一部改正

- 年金制度の最低保障機能の強化を図り、併せて、年金給付の重点化・効率化を図る観点から、低所得者等への年金額の加算、受給資格期間の短縮、高所得者の年金額の調整等を行う。

(3) 国家公務員共済組合法等の一部改正

- 国家公務員共済組合法等においても、上記の改正のための所要の措置を講ずる。

3. 施行期日

- 低所得者等への加算、受給資格期間の短縮、高所得者の年金額の調整
： 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行
- 上記以外
： 未定

医療保険制度の安定的運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要

- 医療保険制度の安定的運営を図るため、高齢者医療制度について所要の見直しを行うほか、所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し等の所要の措置を講ずる。

1. 法案の概要

(1) 高齢者医療制度の見直し(健康保険法、国民健康保険法、高齢者医療確保法)

- 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ(平成22年12月)等を踏まえ、高齢者医療の支援金について、被用者保険者間での負担能力に応じた分担方法に見直すこと等を含め、高齢者医療制度を見直す。

※ 現在は、平成24年度までの特例として、支援金の3分の1を総報酬に応じた負担とする措置が講じられるとともに、併せて、全国健康保険協会管掌健康保険に対する国庫補助率を13%から16.4%とする措置が講じられている。

(2) 国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し(国民健康保険法)

- 保険者間の公平を確保する観点から、所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助を見直す。

(1)(2)のほか、所要の措置を講ずる。

2. 施行期日

未定

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案（仮称）の概要

（概要）

障害者基本法の改正を踏まえ、全ての国民が障害の有無にかかわらず共生する社会の実現を図る観点から、障害者の自立した日常生活又は社会生活のための支援の充実を図るため、障害者の範囲の見直し、地域生活を支援するためのサービス体系の整備その他所要の措置を講ずる。

（参考）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年12月3日成立）（抄）
（趣旨）

第一条 この法律は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律の整備について定めるものとする。

衆議院厚生労働委員会決議（平成22年11月17日）
参議院厚生労働委員会附帯決議（平成22年12月3日）

政府は、今後の障害保健福祉施策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。
一 平成二十五年八月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討すること。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案について

常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置の充実を図る等、労働者派遣事業に係る制度の抜本的見直しを行う。

事業規制の強化

いわゆる「派遣切り」の多発や、雇用の安定性に欠ける派遣形態の横行

- ・ 登録型派遣の原則禁止(専門26業務等は例外)
- ・ 製造業務派遣の原則禁止(常時雇用(1年を超える雇用)の労働者派遣は例外)
- ・ 日雇派遣(日々又は2か月以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止
- ・ グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止

派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

派遣労働者の不透明な待遇決定、低い待遇の固定化

- ・ 派遣元事業主に、一定の有期雇用の派遣労働者につき、無期雇用への転換推進措置を努力義務化
- ・ 派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮
- ・ 派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の派遣料金に占める割合(いわゆるマージン率)などの情報公開を義務化
- ・ 雇入れ等の際に、派遣労働者に対して、一人当たりの派遣料金の額を明示

違法派遣に対する迅速・的確な対処

偽装請負などの違法派遣の増加、行政処分を受ける企業の増加

- ・ 違法派遣の場合、派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす
- ・ 処分逃れを防止するため労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備

※ そのほか、法律の名称に「派遣労働者の保護」を明記し、「派遣労働者の保護・雇用の安定」を目的規定に明記

施行期日: 公布の日から6か月以内の政令で定める日(登録型派遣の原則禁止及び製造業務派遣の原則禁止については、改正法の公布の日から3年以内の政令で定める日(政令で定める業務については、施行からさらに2年以内の政令で定める日まで猶予))

国民年金法の一部を改正する法律案（主婦年金追納法案）の骨子

<趣旨>

国民年金の「第3号被保険者記録不整合問題」に対処するため、不整合期間について、老齢基礎年金の受給資格期間に算入することができる期間とするほか、本人の希望により当該不整合期間に係る保険料を納付することを可能とすることに加え、現に年金を受給している人への配慮措置を講じる。

※ 不整合期間とは、第3号被保険者として記録されていた期間のうち、その後、第1号被保険者期間に記録が訂正された期間であって、訂正時に保険料の徴収時効が成立しているものをいう。

1. 不整合期間の受給資格期間への算入

- これまでに記録訂正された人も、これから記録訂正される人も、不整合期間を年金の受給資格期間(25年)に算入することにより、無年金となってしまうことを避けることができる。

2. 不整合期間に係る保険料の特例追納（3年間の時限措置）

- これまでに記録訂正された人も、これから記録訂正される人も、過去10年間にある不整合期間(60歳以上の人は、50歳から60歳であった期間)について、保険料の追納ができるようになる。

3. 不整合期間に基づく老齢基礎年金を受給している人への配慮措置

- 現に老齢年金を受給している人については、特例追納の納付期限日以降、
 - ・ これから支給する分の年金額を追納状況に応じた年金額まで減額する。
 - ・ ただし、減額は、現に受給していた年金額の10%を上限とする。
- ただし、いわゆる「運用3号」通知により裁定を受け、現に老齢年金を受給している人については、施行日以降の年金額を、訂正後の記録に基づく年金額まで減額する。

4. 障害年金又は遺族年金を受給している人の受給権の維持

- 現に障害年金又は遺族年金を受給している人の年金について、受給権を維持するための措置を講ずる。

5. 記録の不整合の再発防止策

- 第3号被保険者でなくなった旨の情報を、事業主経由で、日本年金機構が入手できるようにする。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案について

労働安全衛生対策をより一層充実するとともに、東日本大震災に対応した労働者の健康確保対策を強化する。

現状・課題

改正の方針

- 年間3万人超の自殺者のうち、約8,600人が「被雇用者・勤め人」であり、そのうち「勤務問題」を自殺の原因の一つとする者は約2,600人（H22）
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所 34%（H19）→50%（H22）
- 東日本大震災を契機として、メンタルヘルス不調に陥る人が増加することが懸念されることから、予防対策（メンタルヘルス対策）を一層充実させる必要がある。

○ 震災関連の精神障害の労災支給事案（14件）（その他請求中17件）（12月末日現在）

- ・ 勤務中に津波に流され、救助されたものの不安感、主として不眠の症状があらわれ、急性ストレス反応と診断
- ・ 社用車で高台へと避難中、津波に流され、救助されたものの主として睡眠障害の症状を訴え、外傷後ストレス障害と診断

○ 震災関連のメンタル相談件数4,532件（3月末～11月末）（メンタル対策支援センター、労災病院、日本産業カウンセラー協会）

○ 被災地において、不安や抑うつ症状が認められる割合が高く、睡眠障害を疑われる者は42.2%と高水準
（厚生労働省研究班「東日本大震災被災者の健康状態に関する調査研究」）

- 石綿の除去、特に粉じん濃度が高くなる作業において使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具について、労働安全衛生法上、その性能を担保する規定がない。
- 東日本大震災による災害復旧工事において、石綿を含む建築物の解体・撤去作業が今後本格化することから、可及的速やかに、石綿粉じんばく露防止対策を確実に実施する体制を整備する必要がある。

- たばこの規制枠組条約発効（H17.2）
→しかし、事業場の取組は十分でない。
 - ・ 全面禁煙又は空間分煙のいずれかの措置を講じている事業所：
46%（H19）→64%（H23）

○ 職場で受動喫煙を受けている労働者

44%（H23）

○ 喫煙対策の改善を職場に望む労働者

47%（H23）

○ 全ての労働者に対するメンタルチェックの実施を義務化
→ストレスへの気付きを促す

○ メンタルチェックの結果、必要な者に対して医師の面接指導の実施を義務化

○ 電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡の制限の対象に追加

○ 原則、全面禁煙又は空間分煙を義務化
※ 飲食店その他の事業においては、当分の間、一定の濃度又は換気についての基準を守ることが義務化